

2017(平成29)年10月2日

株式会社モイスト 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973
検討委員長 長田 淳

ご連絡

当会からの申入れに対し、Webページの表示の修正の対応を頂きありがとうございました。頂いた対応により、消費者が誤認をするおそれはある程度改善されたものと考えております。ですが次のとおり、なおご検討頂きたい点がありますのでお伝えし、本件については今後の推移を見守ることとさせていただきます。

1. 注文確認画面の表示について

貴社商品の購入の際に表示される注文確認画面の表示において、4回以上の継続が条件となること等の表示はなされるようになってきているものの、右上の注文金額の欄には500円との表示のみがなされたままとなっております。消費者が誤認をすることのないよう、消費者が負担することとなる最低金額の総額を表示頂くか、初回金額及び消費者が負担することとなる最低金額の総額を併記するように改善頂くようお願い致します。

2. 法令等の改正について

- (1) 特定商取引に関する法律の改正に伴い、同法の施行規則の改正もなされることとなりました。同施行規則の第8条第7号において「商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件」も、通信販売において表示が義務づけられる事項に含まれることとなりましたので、今後インターネット等において通信販売をされるにあたり、ご注意ください。
- (2) 消費者契約法が改正され、第10条の規定が「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しなない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」となりました。

また、電子商取引及び情報財取引等に関する準則も改定されました。その43頁以下の「I-2-4 自動継続条項と消費者契約法第10条等」の項目においては、サプリメント販売の例が挙げられており、その事例では自動継続条項は契約の内容となっておらず、契約が成立したとはいえないとされています。

これらの改正に伴い、広告表示及び注文確認画面の表示の内容等により、消費者が契約の内容を正確かつ容易に認識できず、また消費者にとって不当に不利益となる契約条項については、当該条項が無効となる場合や、契約の成立自体が否定される場合が生じることとなりますので、これらの点にもご留意いただき、消費者にとって分かりやすい表示を行ってくださるようお願い致します。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

事務局 岩岡、加藤

TEL:048-844-8972/FAX:048-844-8973